

指定給水装置工事事業者のみなさまへ 根室市建設水道部水道課より大切なお知らせ

2019年10月1日より 指定給水装置工事事業者は 5年ごとの更新が必要となります

- 指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上を目指して、「水道法の一部を改正する法律」が、2019年10月1日に施行され、現行の指定給水装置工事事業者制度に指定の更新制度が導入されます。
 - 指定の有効期限が従来の無期限から**5年間**となり、指定の更新がなされない場合は失効となります。
- ※現行制度で指定を受けている工事事業者のみなさまは、指定を受けた日によって、初回の更新までの有効期間が異なりますのでご注意ください。（下表参照）

指定を受けた日	初回更新までの有効期間
平成10年4月1日～平成11年3月31日	改正法施行日の前日から1年：2020年9月29日まで
平成11年4月1日～平成15年3月31日	〃 2年：2021年9月29日まで
平成15年4月1日～平成19年3月31日	〃 3年：2022年9月29日まで
平成19年4月1日～平成25年3月31日	〃 4年：2023年9月29日まで
平成25年4月1日～令和元年9月30日	〃 5年：2024年9月29日まで

更新については、対象となる指定給水装置工事事業者さま宛に、郵送にて個別に通知をします。
なお、郵便の不着や未更新の方への再通知はいたしません。

■指定更新の要件は水道法第25条の3（指定の基準）を準用し、下記の確認を行います。

- ①給水装置主任技術者の選任
- ②給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
- ③水道法第25条の3で規定された欠格要件に該当しない者

■指定更新手数料

- ・1件につき、5,000円（非課税）

■更新申請に必要な書類

※水道法第25条の2を準用

- ・様式第1及び第2
- ・機械器具調書
- ・定款及び登記事項証明書（法人）又は住民票（個人）
- ・選任する主任技術者の確認書類（免状又は技術者証等）

◎指定更新申請時に確認を行います。

※事業の運営に関する基準（法第25条の8及び法施行規則第36条）に伴い、適正に給水装置工事の事業を運営していることを確認

- i 指定給水工事事業者の業務内容（営業時間、漏水修繕対応工事等）
- ii 適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

◎確認資料

- ・施行者の経験の有無及び配管技能の資格の有無

◇更新申請についてのお問い合わせは
建設水道部水道課
水道維持担当まで
TEL：0153-23-6111（2012・2013）